

日本レイニングホース協会会員規定

(名称と目的)

第1条 この規定は、日本におけるレイニング競技の健全な発展とライダー育成のために設立された日本レイニングホース協会（以下「本会」という。）に所属する会員に関する事項について定める。

(会員資格)

第2条

(1) 本会事務局への申込みと会費の払込を行い承認を得ることにより、会員資格を有することが出来る。

(2) 一般会員とユース会員（18歳以下。NRHA基準による）の区別を設ける

(3) 本協会の会員となる者は、以下の条件を満たす必要がある。

1. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者を指します）に該当しないこと
2. 反社会的勢力との関係を持たないこと

入会申請時に、申請者が反社会的勢力に該当せず、また、これと関係を持たないことを表明し、確約するものとする。

(会員資格有効期間)

第3条 会員資格は、毎年1月1日もしくは入会日から同年12月31日まで有効とする。

(入会・更新手続き)

第4条 入会手続きは、随時受け付ける。

なお、既に会員資格を持つ個人に対しては、本会より別途定め通知された方法により翌年1月1日からの資格有効期間に間に合うよう、更新手続きを行う。

(会費)

第5条 年会費に関しては、金額、支払い方法、支払い期限に関して、別途事務局が、協会の運営状況等に鑑みて決定し、通知する。

(一般会員 1万円 ユース会員 5000円)

(会員特典)

第6条 会員はJRHAの活動への参加が可能となります。その他の特典については、本会主催・共催の大会への参加を含め、別途定める特典を享受することが出来る。

(会員の遵守義務)

第7条 会員は、本会の設立趣旨に鑑み、NRHA (National Reining Horse Association) の基準の理解に努め、馬に対するアニマル・ウェルフェアを尊重し、レイニング競技の健全な発展に努めること。また、誹謗中傷など本会の運営の妨げとなるような行為を行ってはならない。また、反社会的勢力を排除する社会的義務を遵守する義務を負う。

(退会)

第8条 本人の申し出による退会のほか、会費滞納などにより会員資格の有効期限が切れている場合は、退会したものとみなす。

(除名)

第9条

(1) 会員が、下記の事項に該当するときは、理事会の承認を経て、除名することができる。

1. 本会に対して、名誉毀損行為が行われた場合
2. 本会の統制を乱し、又は運営を妨げた場合
3. 会員が反社会的勢力であること、また反社会的勢力と関係していることが判明した場合
4. 入会申請時に虚偽の申告があった場合

(2) 除名に際しては、当該会員に対し、事前に書面による通知を行い、意見陳述の機会を与えるものとする